平成２４年（フ）第３２３号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目44番地25
破産者　有限会社アド・トヤ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５９号
千葉市中央区新千葉３丁目13番４号
破産者　鉄炮塚貴子（旧姓山下・表）
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
奈良県桜井市大字三輪655番地
破産者　アルナ大和販売株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６２号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目８番６号
破産者　有限会社西大和自動車教習所
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０３４号
札幌市西区発寒11条３丁目４番31号
破産者　株式会社佐藤管工設備
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０８号
札幌市北区北19条西４丁目１番17―809号
破産者　小河健一郎
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３号
東京都八王子市下柚木２丁目９番２号
破産者　株式会社ユニコメット
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第８２号
福島県郡山市富田町字下亀田21番地の６
破産者　株式会社伸栄機器
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３８６号
千葉市中央区都町３丁目19番14号
破産者　株式会社河野工務店
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１６号
千葉市美浜区高洲１丁目14番１棟305号
破産者　諫山　　孝
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５６号
千葉市緑区おゆみ野３丁目８番地３ダイアパレスおゆみ野206号
破産者　浅野　好昭
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８５号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―1007号　堀田団地
破産者　安榮　光夫
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３１号
広島市安佐南区緑井１丁目26番24号
破産者　株式会社福島工務店
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９２号
広島市西区中広町１丁目３番18号
破産者　株式会社創和設計
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５１号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰5016番地１
破産者　株式会社古民家工房
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８号
群馬県渋川市渋川4193番地７　メゾン折原205号
破産者　相澤　　栄（旧姓保坂）
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
東京都府中市若松町１丁目18番地の４第２けやきハイツ106、開始決定時の住所東京都府中市美好町３丁目56番地の９
破産者　土谷　妙子
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９６号
最後の住所東京都立川市高松町３丁目14番17号アクロス立川Ｉ503号
破産者　亡望月宏二相続財産
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８０号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷725番地の２
破産者　有限会社外谷電機設計
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８００号
京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町714番地
破産者　有限会社シーエーエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
香川県木田郡三木町大字井上3738番地３
破産者　大伸工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５０号
福岡県大川市大字向島1048番地の１
破産者　有限会社マルサン工芸
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係